

総合的な人権相談システムの構築に向けた検討状況

平成 18 年 1 1 月
京都府人権啓発推進室

人権相談体制の整備・充実

人権擁護委員による特設相談の実施

ネットワーク組織の設置

- ・ 京都府庁におけるネットワークの設置（京都府庁人権相談ネットワークの設置）
- ・ 総合的なネットワークへの拡大（きょうと人権相談ネットワークへの拡大）

1 人権擁護委員による特設相談の実施

人権擁護委員による気軽に相談できる人権相談窓口の創設

人権擁護委員との連携・協力、府民からの人権相談に対応する窓口の体制強化

人権擁護委員による府庁舎での特設人権相談を 8 月からスタート

人権擁護委員による特設相談の実施

相談場所：府庁（府民相談室）各広域振興局（相談室等）

相談日：府庁 - 毎月 1 日（第 2 木曜日）人権擁護委員 2 名で面接対応（予約対応）
各広域振興局 - 毎月 1 日、人権擁護委員 2 名で面接対応（予約不要）

相談時間：午後 1 時～午後 4 時

府庁は 8 月から開始（広域振興局では 9 月から開始）

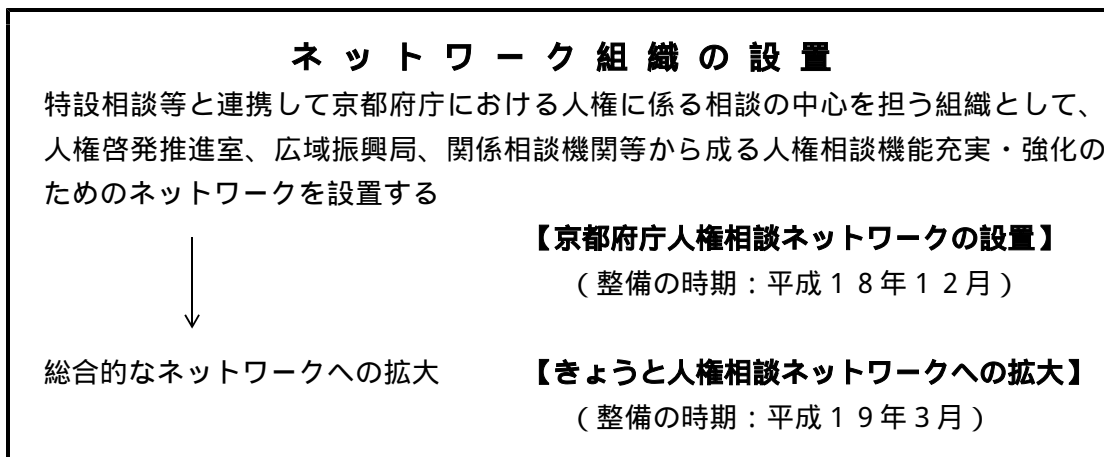
（京都市も府と同様に、8 月から毎月 1 回特設窓口を創設）

広報

- 8 月 一般新聞、府民だより、街頭啓発、鴨川納涼でのチラシ啓発
- 9 月 ホームページでの常設案内掲示開始
- 10 月 府民だより、テレビ番組での広報（～ 3 月まで）
- 11 月 府民だより、企業向け研修会等でのチラシ啓発、関係機関等への周知
- 12 月 一般新聞、府民だより、フェスティバルでのチラシ啓発

2 ネットワーク組織の設置

相談機関等の連携による府民への相談サービスの充実・強化



京都府庁人権相談ネットワークの設置

設置の目的

特設相談との連携を含め相談機関相互が連携協力して一層効果的に相談対応を進めることにより府民に対する相談サービスを充実

京都府庁人権相談ネットワークの構成機関等

京都府庁における人権に関する相談にかかわる機関等（下表のとおり）

府庁ネットワーク 構成機関等（案）	人権啓発推進室 広域振興局 保健所 府関係相談機関等 (15～20機関を想定)
----------------------	--

きょうと人権相談ネットワークへの拡大

総合的なネットワークへの拡大

京都府庁人権相談ネットワークに、さらに、市町村及び国の機関（法務局、労働局）等の参加を得て、京都府内の関係相談機関の連携対応が円滑に行われ、人権相談の一層効果的な対応を目指す。

きょうと人権相談ネットワーク（仮称）の構成機関等

国、市町村を含めた人権に関する相談にかかわる機関等（下表のとおり）

きょうと人権相談ネットワーク 構成機関等 (案)	京都府（京都府庁人権相談ネットワーク） 京都市を含む府内全市町村 国（京都地方法務局等） 人権擁護委員連合会
--------------------------------	--

総合的なネットワーク構築による相談対応の充実化

相談機関の府民への周知（冊子・HP等）

人権上の問題が起こった場合に、府民はまずどこに相談すればよいかという問題に直面するため、府民が抱えている問題に対して最も適切な機関に相談できるよう、相談機関窓口の十分な周知を図る。

また、国、京都府、京都市、NPO等の実施主体の垣根を越えて周知や連携に努め、どの機関、団体に行っても適切に相談、救済につながる仕組みづくりを行う。

信頼性の向上

府民から相談を受けた場合に、縦割り組織の弊害として、いわゆる「たらい回し」が問題になることがある。総合的なネットワークを構築し、各種機関相互の有機的な連携を図ることにより、たらい回しをなくすよう取組を進める。

各種相談機関を利用した結果、府民にとって納得のいくものであったかというフォローアップを可能な限り行うことが、信頼性向上にとって有効であると考えられることから、相談者のプライバシー保護等に配慮しつつ、フォローアップ方策の研究を行う。

情報収集及び提供の充実

今のような人権上の問題が起こっているのかということについては、個々の相談機関だけで十分に把握できるものではない。時代と共に変化する人権問題に的確に対応するためには、様々な人権課題において発生している問題とそれに対する対応についての幅広い情報の収集が不可欠であることから、ネットワークを活用して情報を共有し、相談・救済機関全体としてのレベルアップを図る。

相談担当職員の資質向上等

府民の信頼を得るためには、窓口となる職員の資質の向上が不可欠であることから、相談・救済機関に従事する職員の研修の充実を図る。

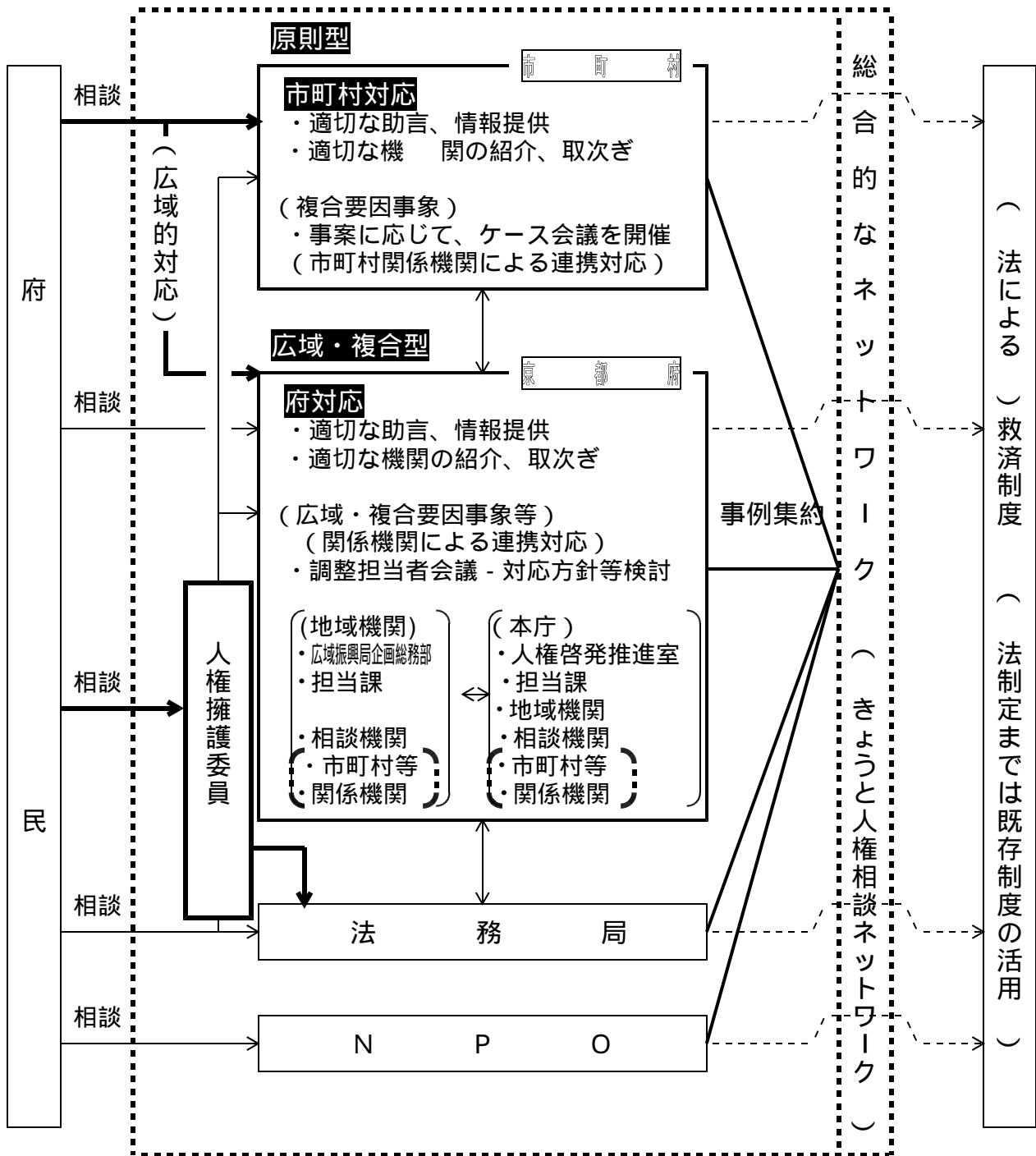
解決が困難な人権侵害事象に関係機関が連携して対応する体制の確立

連 携 対 応 体 制 の 確 立

- ・ 府と市町村との連携対応における関係の整理
- ・ 人権侵害事象に京都府関係機関が連携して対応するための方針を確立する

総合的な人権相談システム構想（イメージ）

人権相談体制の整備
解決が困難な人権侵害事象に関係機関が連携して対応する体制の確立



複数の市町村が関係するなど広域的な対応が必要となる場合や、府の行政権限に関連する場合等、一市町村での対応が困難な場合又は効果的な解決が図れないと認められる場合は、市町村の求めに応じて府が関与して、連携して対応する。

京都府庁舎での人権特設相談開設日一覧

広域振興局名	相談窓口	開設日程								
	開設場所	基本日時	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
京都市・乙訓	本庁2号館 府民相談室	毎月 第2木	14	12	9	14	12	9	9	
山城	田辺庁舎	毎月 第3木	/	19	16	21	18	15	15	
南丹	亀岡庁舎	奇数 第1木	7	/	2	/	11	/	1	
	園部庁舎	偶数 第1木	/	5	/	7	/	1	/	
中丹	舞鶴庁舎	毎月 第1木	7	5	2	7	/	/	/	
	綾部庁舎	偶数 第1火	/	3	/	5	/	6	/	
	福知山庁舎	奇数 第1火	5	/	7	/	9	/	6	
丹後	宮津庁舎	偶数 第2水	/	11	/	13	/	14	/	
	峰山庁舎	奇数 第2水	13	/	8	/	10	/	14	

本庁以外は予約不要、本庁府民相談室での相談は（予約電話）：075-414-4235
他にも法務局、市町村における人権擁護委員による相談日が設定されている。

京都府相談機関一覧

各分野	機関名	所在地・連絡先	電話番号	主な相談分野	相談日(原則祝日を除く)	相談時間	備考				
女性	京都府婦人相談所	京都市上京区西洞院通中立売下 ル菊屋町251	075-441-7590	女性が日常有する問題の解決のための相談	電話:毎日 面接:月~金(要予約)	9:00~20:00 9:00~16:00	1				
	京都府女性総合センター	京都市南区新町通九条下ル殿田 町70 京都テルサ東館2F	075-692-3437	女性のための相談	月・火・木・金・土 日曜・祝日	10:00~12:00 / 13:00~18:00 10:30~12:00 / 13:00~16:30	2				
	働く女性の相談コーナー	〃	075-692-3438	働く女性の抱える様々な悩みに関する相談	月・火・木・土	12:00~18:00					
	DVサポートライン	〃	075-692-3228	女性への暴力に対する専用相談	月・火・木・金・土	10:00~12:00 / 13:00~17:00					
	京都府配偶者暴力相談支援センター	京都市上京区西洞院通中立売下 ル菊屋町251	075-441-7590	配偶者等からの暴力に関する相談	電話:毎日 面接:月~金(要予約)	9:00~20:00 9:00~16:00	3				
子ども	京都府宇治児童相談所	宇治市大久保町井ノ尻13の1	0774-44-3340	児童(18歳未満)の心身の発達、家庭教育、非行等に関する相談	週5日(月~金)	9:00~17:00	4				
	安心・子育てテレホン相談		0774-44-4188								
	京都府京都児童相談所	京都市上京区小川通中立売下ル 下小川町184-1	075-432-3278								
	京都府福知山児童相談所	福知山市字堀小字内田1939-1	0773-22-3623			9:00~17:00	6				
	京都府総合教育センター	京都市伏見区桃山毛利長門西町	075-612-3268 075-612-3301	学校教育及び家庭教育に関する電話相談	毎日	8:30~20:30	7				
	京都府総合教育センター北部研修所	綾部市川糸町堀ノ内	0773-43-0390								
高齢者	(財)京都SKYセンター 高齢者情報相談センター	京都市中京区竹屋町通烏丸東入 清水町375 京都府立総合社会福祉 会館2階	075-221-1165	高齢者やその家族からの保健・医療・福祉、法律、年金、財産管理等相談	週5日(月~金)	9:00~16:30	9				
障害のある人	身体障害者更生相談所	城陽市中芦原	0774-55-4119	身体障害者に関する相談	週5日(月~金)	8:30~17:00	10				
	知的障害者更生相談所	京都市上京区中立売通小川東入 三丁町445	075-415-0095	知的障害者に関する相談				8:30~17:00	11		
	精神保健福祉総合センター	京都市伏見区竹田流池町120番 地	075-645-5155	精神保健福祉に関する相談						9:00~16:00	12
障害のある人・患者等	乙訓保健所	向日市上植野町馬立8番地	075-933-1151	・母子・父子家庭、女性の悩み事相談 ・身体障害者・知的障害者に関する相談 ・精神保健福祉に関する相談	各相談窓口におたずねください。		13				
	山城北保健所	宇治市宇治若森7/6	0774-21-2191								
	山城北保健所綴喜分室	京田辺市田辺明田1	0774-63-5745								
	山城南保健所	木津町大字木津小字上戸18-1	0774-72-4300								
	南丹保健所	南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-4751								
	中丹西保健所	福知山市篠尾新町一丁目91番地	0773-22-6381								
	中丹東保健所	舞鶴市倉谷村西1499	0773-75-0805								
	丹後保健所	京丹後市峰山町丹波855	0772-62-0361								
外国人	(財)京都府国際センター	京都市下京区烏丸通塩小路下ル 東塩小路町京都駅ビル9階	075-342-0088	外国人生活相談	月(英語)・水(スペイン語)・木(ポルトガル語)・金(中国語)・土(ハンガリー)	13:00~17:00	14				
生活全般	府民相談室	京都市上京区下立売通新町西入 る藪ノ内町	075-414-4235/4236	府民相談一般(府政についての意見・要望等)	週5日(月~金)	8:30~17:00	15				
	乙訓総合庁舎	向日市上植野町馬立8番地	075-921-0183								
	宇治総合庁舎	宇治市宇治若森7/6	0774-21-2101								
	田辺総合庁舎	京田辺市田辺明田1	0774-62-0173								
	木津総合庁舎	木津町大字木津小字上戸18-1	0774-72-0051								
	亀岡総合庁舎	亀岡市荒塚町1丁目4番1号	0771-22-0422								
	園部総合庁舎	南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-0360								
	福知山総合庁舎	福知山市篠尾新町一丁目91番地	0773-22-3901								
	綾部総合庁舎	綾部市川糸町丁畠10-2	0773-42-0480								
	舞鶴総合庁舎	舞鶴市字浜2020番地	0773-62-2500								
	宮津総合庁舎	宮津市字吉原2586-2	0772-22-2700								
	峰山総合庁舎	京丹後市峰山町丹波855	0772-62-4301								
	消費生活科学センター	京都市南区新町通九条下ル 京 都テルサ西館2階	075-671-0004					商品やサービス等消費生活に関する相談	週5日(月~金)	9:00~12:00 / 13:00~16:00	16
	京都中小企業労働相談所	京都市南区新町通九条下ル 京 都テルサ西館3階	075-661-3253					労使関係、労働条件等に関する相談	週5日(月~金)	9:00~12:00 / 13:00~17:00	17
舞鶴中小企業労働相談所	舞鶴市字南田辺1 京都府立舞 鶴勤労者福祉会館内	0773-75-3860	週3日(月・水・金 / 毎月第3水曜日を除く)	9:00~16:00	18						